

【紹介手数料の返金規定】

紹介手数料は、紹介者が自己の都合による退職もしくは紹介先企業の就業規則その他これに準ずるものに基づく懲戒解雇処分に該当した場合のみ、下記の規定に従い、紹介先企業指定の金融機関口座に、振込み送金の方法により返金するものとする。尚、当該指定金融機関に変更があった場合は、遅滞なく通知するものとする。又、紹介予定派遣の場合又は派遣期間終了後の当該派遣労働者に係る紹介を甲が希望する場合は、別途これを定める。

但し、キャンペーン時の契約に関しては適用外とし、返金は一切発生しないものとする。

- (1) 就業開始後 1 箇月以内に退職又は懲戒解雇：紹介手数料の 50%相当額を返金
- (2) 就業開始後 3 箇月以内に退職又は懲戒解雇：紹介手数料の 30%相当額を返金